



2019年4月19日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号  
大東建託株式会社  
代表取締役社長 小林克満  
(東証・名証第1部 コード番号1878)

## 申込金の返還について

当社は、平成31年2月27日付で特定適格消費者団体・認定NPO法人「消費者機構日本」が、同機構のホームページ上で行っている情報提供の呼びかけ（「大東建託株式会社との建物建築工事の注文を撤回、及び建築工事請負契約を解除した方へ情報提供のお願い」）を受け、今後の対応を検討した結果、平成28年10月1日以降に、当社に建物建築請負契約のお申し込みをいただき、その後成約に至らなかったお客様を対象に、お申し込み時にいただいた申込金を返還させていただくことを決定しました。申込金の返還内容は以下の通りです。

### 記

1. 返還対象 平成28年10月1日以降に当社に建物建築請負契約のお申し込みをいただき、その後成約に至らなかった案件において、申込金が返還されていないお客様  
(地盤調査費等の費用を控除した金額を返還済みのお客様は除く)
2. 返還金額 案件ごとに「申込金から地盤調査費等の費用を控除した金額」を算出  
(申込金は30万円、または物件規模や地盤調査仕様により70万円)

なお、本件が2020年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上

この件に関するお問い合わせ先  
大東建託（株）経営企画室  
塩見、吉田  
03（6718）9068